（検疫所長等服制の一部改正）

第二条　検疫所長等服制（昭和二十七年厚生省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後

埼玉	（略）	（略）	（略）
	所沢	所沢市	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市、入間郡
	（飯能）	（飯能市）	
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
山口	（略）	（略）	（略）
	下松	下松市	下松市、光市、周南市のうち大字大河内、大字奥関屋、大字小松原、大字清尾、大字中村、大字原、大字樋口、大字八代、大字安田、大字呼坂、勝間ヶ丘一丁目、勝間ヶ丘二丁目、勝間ヶ丘三丁目、熊毛中央町、新清光台一丁目、新清光台二丁目、新清光台三丁目、新清光台四丁目、清光台町、高水原一丁目、高水原二丁目、高水原三丁目、鶴見台一丁目、鶴見台二丁目、鶴見台三丁目、鶴見台四丁目、鶴見台五丁目、鶴見台六丁目、藤ヶ台一丁目、藤ヶ台二丁目、呼坂本町
	（略）	（略）	（略）
（略）			

別表

一　男　子		
名　称	摘　要	
（略）	（略）	
上　衣	（略）	
胸　章	（略）	金属製とし、銀色の台地に黒色のＱＵＡＲＡＮＴＩＮＥの文字を配する。検疫所長にあっては金色の線三本を、検疫所支所長及び検疫所出張所長並びに検疫所の次長、企画調整官、課長及び同相当職にあっては金色の線二本を、検疫所支所の課長並びに課長補佐及び同相当職

改正前

埼玉	（略）	（略）	（略）
	所沢	所沢市	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市、入間郡（川越公共職業安定所の管轄区域を除く。）
	（飯能）	（飯能市）	
	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
山口	（略）	（略）	（略）
	下松	下松市	下松市、光市、周南市のうち大字大河内、大字奥関屋、大字小松原、大字清尾、大字中村、大字原、大字樋口、大字八代、大字安田、大字呼坂
	（略）	（略）	（略）
（略）			

別表

一　男　子		
名　称	摘　要	
（略）	（略）	
上　衣	（略）	
胸　章	（略）	金属製とし、銀色の台地に黒色のＱＵＡＲＡＮＴＩＮＥの文字を配する。検疫所長にあっては金色の線三本を、検疫所支所長及び検疫所出張所長並びに検疫所の次長、企画調整官、総務課長、検疫課長、衛生課長、衛生・食品監視課長、検査課長、統括衛生管理官、試験検査